

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第2項第4号及び第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条中「新工業高校開設準備室」を「御所東小学校開設準備室」に改める。

第17条指導部の款新工業高校開設準備室の項を次のように改める。

御所東小学校開設準備室

(1) 御所東小学校の開設準備に関すること。

第19条第6項中「統括首席社会教育主事, 統括首席指導主事」を「統括首席指導主事, 統括首席社会教育主事」に改め, 「主任子ども支援専門官」の右に「, 副主任指導主事」を, 「主任研究員」の右に「, 主任主事」を加える。

第20条第18項中「主任子ども支援専門官」の右に「, 副主任指導主事」を加え, 同条第21項中「主事」を「主任主事及び主事」に改める。

附 則

この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)